

大宮中学校 部活動指導指針

京丹後市立大宮中学校

1 目的

本校及び学校経営方針に則り教育目標を達成するため、スポーツや文化に親しむ主体的な実践を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感及びコミュニケーション能力等、生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む。

2 設置部活動

【体育系】 野球部、ソフトボール部、サッカー部、陸上競技部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子卓球部、女子卓球部

【文化系】 ブラスバンド部、ボランティア・パソコン部

3 入転部

- (1) 全員いずれかの部活動に加入する。
- (2) 転部する場合は、保護者・学級担任・顧問の承認を得る。

4 活動計画

- (1) 校長の承認を得た「年間活動計画」・「月間活動計画」については、ホームページ等で保護者・生徒に公表する。
- (2) 「月間活動計画」については、前月 15 日までに提出し、校長の許可を受ける。
*承認を得た練習試合等への参加にあたっては、バスの申請書も作成し提出する。

5 活動時間

- (1) 長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- (3) 平日の活動時間は、下記時間を原則とする。

	4月～11月、2月～3月	12月・1月
終了時刻	16時45分	16時30分
下校時刻	17時00分	16時45分

- (4) 土・日曜日・祝日及び休業日の活動時間帯は、8:45～11:45 とする。
- (5) 定期テスト前の部活動は、数日間停止する。

6 休養日

- (1) 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。原則日曜日と水曜日を休養日とする。
- (2) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日ともに活動した場合は、他の曜日を確保する。

7 部活動の運営

- (1) 部活動には必ず顧問が立ち会い、十分に安全管理を行った上で実施をする。顧問が、やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、生徒指導部で検討・調整を図り、必ず教員が立ち会った上で部活動を行うこととする。その際顧問は、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握する。
- (2) 各部活動の特性を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 適切な休養をとりながら、短時間で効果が得られる練習を計画的に行う。
- (4) 定期的に使用する設備・用具の点検を行うとともに、日常的に生徒にも安全について指導を行い、事故や怪我の未然防止に努める。

8 その他

- (1) 「京丹後市部活動指導指針」に準じて部活動を運営する。
- (2) 校外で活動する場合には、スクールバスでの移動を原則とする。
- (3) 活動経費については、学校予算内で行うことを原則とする。
(平成30年8月策定・令和元年10月一部改訂・令和6年4月一部改訂・令和8年4月一部改訂)